

規 則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第四十一号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第

六十二号）の一部を次のように改正する。

様式第十五号（裏）記載上の留意事項2中「（特別措置）」を「（特定医師）」に、「特別措置入院」を「第33条第1項・第3項入院」、「第33条第2項・第3項入院」又は「第33条の6第2項入院」に改め、同様式（裏）記載上の留意事項11を削り、同様式（裏）記載上の留意事項12を同様式（裏）記載上の留意事項11とする。

様式第十六号（裏）記載上の留意事項2中「（特別措置）」を「（特定医師）」に、「特別措置入院」を「第33条の6第2項入院」に改める。

様式第二十一号（裏）記載上の留意事項2中「（特別措置）」を「（特定医師）」に、「特別措置入院」を「第33条第1項・第3項入院」、「第33条第2項・第3項入院」又は「第33条の6第2項入院」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。